〈売却依頼時に必要な書類と取得方法〉

	書類	取得方法
1	登記識別情報(登記済権利証)	登記識別情報は、2004年以降、登記済権利証に代わって発行されることになった英数字 12 桁の情報(パスワード)。所有権の登記申請をした時点で、法務局が申請者に通知する。
2	固定資産税納税通知書	管轄の市町村(東京 23 区は都)が発行。納税者宛てに毎年 4〜6 月頃 郵送される。
3	登記事項証明書(登記簿謄本)	法務局で取得。郵送のほか、インターネットでのオンライン申請も可能。
4	売買契約書	物件購入した際の売買契約時に取得。紛失した場合、購入時に利用し た不動産会社に問い合わせることで再入手できる可能性がある。
5	重要事項説明書	物件購入した際の売買契約時に取得。紛失した場合、購入時に利用し た不動産会社に問い合わせることで再入手できる可能性がある。
6	土地測量図・境界確認書(土地・一戸建て)	法務局で取得。
7	建物の図面や仕様書(一戸建て・マンション)	購入時に取得。紛失した場合は、不動産会社やマンション管理会社へ 問い合わせれば、再発行される可能性がある。
8	管理規約(マンションのみ)	マンション購入時に取得。紛失した場合、マンション管理組合・管理 会社に問い合わせる。
9	維持費等の詳細情報(マンションのみ)	マンションの管理組合・管理会社に問い合わせる。管理費・修繕積立金のほか、共用施設の利用費など。
10	建築確認済証や検査済証(一戸建て)	物件が建築された後、現地検査によって市区町村の役場から発行される。一戸建て購入時に、施工会社もしくは販売会社が手続きを代行してくれることが多い。 紛失した場合は、市区町村の役場に問い合わせることにより再発行が受けられる。
11	建築設計図書·工事記録書	物件購入時に施工会社もしくは販売会社が発行。紛失時は、施工会社もしくは販売会社に問い合わせればコピーを受け取れる可能性がある。